**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍神奈川県相模原市中央区相模原一丁目一番、最後の住所神奈川県相模原市緑区千木良四七六番地　津久井やまゆり園
被相続人　亡　青柳　節

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月二十五日
東京都国分寺市本町二丁目九番一二号オリエント丹野四〇三号　塩谷法律事務所
相続財産管理人　弁護士　塩谷　順子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍神奈川県秦野市桜町一丁目一四四一番地、最後の住所神奈川県秦野市桜町一丁目六番二一号
被相続人　亡　望月スズ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月二十五日
神奈川県小田原市浜町一丁目二番二四号　平井ビル五階　まちかど法律事務所
相続財産管理人　弁護士　岡安　知巳

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都豊島区南池袋四丁目一一五番地、最後の住所静岡県静岡市神明町一二番一一号
被相続人　亡　甲地里幹夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月二十五日
静岡県静岡市葵区常磐町二丁目六番地の八　トーカイビル四階
相続財産管理人　弁護士　石川　茂吏

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍名古屋市緑区鳴海町字明願三番地一、最後の住所愛知県岡崎市樫山町字茱萸蔓三九番地一
被相続人　亡　古井　武

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月二十五日
愛知県岡崎市六名東町一二番地一　第三御幸オフィス一〇一号室
相続財産管理人　弁護士　三宅　大輝

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍三重縣伊勢國桑名郡上深谷部村八〇番屋敷、最後の住所三重縣伊勢國桑名郡大鳥居村
被相続人　亡　蒔田　登

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月二十五日
三重県四日市市鵜の森一丁目三番二三号ナカジマビル七〇一号　尾西・加藤綜合法律事務所
相続財産管理人　加藤　拓也

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍京都府舞鶴市字浜四七二番地、最後の住所京都府舞鶴市常新町六四番地
被相続人　亡　丹生　武

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月二十五日
事務所京都府舞鶴市字円満寺一四一―二　泉ビル三階
相続財産管理人　弁護士　黒木　寿

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍大阪府大阪市旭区森小路二丁目二八番地、最後の住所大阪市旭区千林二丁目四番一五号
被相続人　亡　徳永　英治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月二十五日
大阪市中央区南船場四―三―一一大阪豊田ビル　相続財産管理人　武智　順子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍大阪府茨木市駅前四丁目一一五番地二、最後の住所大阪府茨木市花園二丁目六番一号
被相続人　亡　永川　由一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月二十五日
大阪市北区西天満四丁目二番二号ＯＤＩ法律ビル三〇一号
相続財産管理人　弁護士　小林　あや

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍大阪府大阪市中央区上町一丁目一番、最後の住所大阪府枚方市香里ケ丘七丁目一八番地の二
被相続人　亡　髙橋　宏明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月二十五日
大阪市北区西天満一丁目八番九号ヴィーク　タワーＯＳＡＫＡ一九〇三
相続財産管理人　弁護士　川本　哲治

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍山口県下関市大字吉田一八一九番地、最後の住所大阪市東淀川区東中島一丁目二一番二―八〇八号
被相続人　亡　大井　正弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月二十五日
大阪市北区堂島一丁目一番二五号新山本ビル八階
相続財産管理人　弁護士　関根　良平

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍福岡県田川市大字川宮一四九四番地、最後の住所兵庫県佐用郡佐用町平福一六九番地
五　　被相続人　亡　谷口喜代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月二十五日
兵庫県姫路市岡町四〇番地　澤田・中上法律事務所
相続財産管理人　弁護士　森　崇志

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍山口県山口市湯田温泉二丁目一三八六番地一〇、最後の住所山口県山口市湯田温泉二丁目五番二六―二〇五号
被相続人　亡　山本　祐子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月二十五日
山口県山口市駅通り一―四―七福武ビル二階
相続財産管理人　弁護士　山田　大介

## 第３期決算公告

平成29年8月25日

東京都港区赤坂九丁目１番７号
**ウエスト・コースト特定目的会社**
取締役　山本　祐紀

**貸借対照表の要旨**
（平成29年５月31日現在）　（単位：千円）

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|---|---|---|---|
| 特定資産 | 1,307,194 | 流動負債 | 130,706 |
| 固定資産 | 1,307,194 | 固定負債 | 576,040 |
| その他の資産 | 1,908,326 | 負債合計 | 706,746 |
| 流動資産 | 1,902,429 | 純資産の部 | |
| 固定資産 | 2,676 | 社員資本 | 2,508,774 |
| 繰延資産 | 3,220 | 特定資本金 | 100 |
| | | 優先資本金 | 1,690,000 |
| | | 剰余金 | 818,674 |
| | | 当期未処分利益 | 818,674 |
| | | 純資産合計 | 2,508,774 |
| 資産合計 | 3,215,521 | 負債・純資産合計 | 3,215,521 |

**損益計算書の要旨**
（自　平成28年６月１日　至　平成29年５月31日）
（単位：千円）

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| 営業収益 | 4,589,608 |
| 営業費用 | 3,650,714 |
| 営業利益 | 938,893 |
| 営業外収益 | 227 |
| 営業外費用 | 30,534 |
| 経常利益 | 908,586 |
| 特別損失 | 88,378 |
| 税引前当期純利益及び法人税、住民税及び事業税 | 820,208 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,454 |
| 当期純利益 | 818,754 |